



財務局長会議で挨拶を行う自見大臣 (中央)
(7月29日)



「預保納付金の具体的使途に関するプロジェクトチーム案」について記者会見を行う
和田政務官 (7月14日)

目次

【東日本大震災関連情報について】	2
【震災関連トピックス】	
○ 東日本大震災に係る保険金・共済金の支払い実績等について	4
【その他のトピックス】	
○ システム上重要な金融機関 (SIFI s) に関する市中協議文書「G-SIFIs の特定とより高い 損失吸収力」・「SIFIs の実効的な破綻処理」の公表について	6
○ 銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等の見直しについて	8
○ 金融機関におけるシステムリスクの総点検について	9
○ 地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート 調査結果の概要	10
○ 「金融検査結果事例集」の公表について	16
【お知らせ】	17
【金融ここが聞きたい!】	21
【7月の報道発表】	22
【7月のアクセス数の多いページ】	23

「東日本大震災関連情報」について

東日本大震災の発生から、半年が経過しようとしております。

改めて、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた被災者の皆様に対して心よりのお見舞いを申し上げます。

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

1. 東日本大震災関連情報 金融面の対策に全力を挙げています！

金融庁では、ウェブサイト上の「[東日本大震災関連情報](#)」ページにおいて、以下の項目別に情報提供をしています。

(1) [預金者の皆さまへ](#)

- 預金通帳や印鑑を紛失した場合でも、本人であることが確認できる書類の提示により、金融機関は預金の払戻しに応じています。
- 本人であることが確認できる書類を紛失してしまった場合についても、住所・氏名等をお伺いし、登録内容との一致を確認したうえで払戻しを行うなど、柔軟な対応に努めています。
- 預金者本人の死亡時や行方不明時に、親・子ども・配偶者等の方から預金の払出しの求めがあった場合には、必要な要件を満たすことを確認したうえで一定の金額の払出しに応じるなど、柔軟な対応に努めています。
- 今般の震災で亡くなられた方や行方不明の方の預金について、ご遺族やご親族がどの銀行に口座があったか分からない場合には、[全国銀行協会](#)にご照会下さい。
- 他の地域に避難されている場合、お取引金融機関以外の店舗でも預金の払戻しを取り扱っている金融機関があります。
- なお、多くの方々の災害義援金により被災者の皆様方を支援することや、生活の建て直しを図ろうとする被災者の方々が銀行口座等を円滑に開設できるようにすることが極めて重要であることから、本人確認手続きについて必要な施策を講じています。
詳しくは、[こちら](#)をご参照ください。また、[義援金等を装った詐欺にご注意](#)ください。

(2) [お金を借りておられる皆さまへ](#)

当面の措置について

- 金融機関は、災害の影響を直接、間接に受けておられる方から、借入金の返済猶予等や、つなぎ資金の供与等の申込みがあった場合には、できる限りこれに応じるよう努めています。
- 災害のために支払いができない手形・小切手の不渡処分（銀行等の取引停止処分等）は猶予されません。
- 融資の申込みに対しても、被災された方の実情を踏まえ、融資審査に際しての提出書類等を必要最小限のものとするなど、弾力的・迅速な対応に努めています。

復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担となる方々へ

- 金融庁は、いわゆる「二重債務問題」に関し、関係省庁と力を合わせて対応しています。政府が平成23年6月17日に策定・公表した「[二重債務問題への対応方針](#)」（[内閣官房ウェブサイトへリンク](#)）では、金融庁に関連する施策として、「個人向けの私的整理ガイドラインの策定」、「金融検査マニュアルの運用明確化」といった施策が盛り込まれています。
- 「個人向けの私的整理ガイドラインの策定」については、金融庁が参加した「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（Q&A含む）」（「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」ウェブサイトへリンク [ガイドライン・Q&A](#)）をとりまとめ、平成23年8月22日から適用が開始されました。震災の影響により、既往債務を弁済することができない、又は、近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の方々が、本ガイドラインに則して弁済計画案の作成等を行い、債権者との間で私的に合意（私的整

理) することにより、法的倒産手続による不利益や信用情報機関への登録を回避しつつ、債務免除等を受けることができるようになります。この過程で、第三者機関である「[個人版私的整理ガイドライン運営委員会](#)」を利用する際の弁護士費用等を補助するため、平成23年8月19日に「平成23年度東日本大震災復旧・復興予備費」10.7億円の使用が閣議決定されました。

○また、「金融検査マニュアルの運用明確化」については、「十分な資本的性質が認められる借入金」は、金融機関が債務者の財務状況等を判断（債務者区分）するにあたって、負債ではなく資本としてみなすことができる旨、「金融検査マニュアル」において記載されていますが、具体的にどのようなものが「十分な資本的性質が認められる借入金」に該当するのかについてより明確化してほしいとの要望がありますので、今後、その運用の明確化や周知の徹底を図る予定です。これにより、例えば震災の影響から債務超過に陥っている企業であっても、「十分な資本的性質が認められる借入金」を有する企業は、当該借入金を資本とみなすことにより、債務者区分が上昇し、新たな融資が受けやすくなるなどの効果が期待されます。

(3) [保険に加入されている皆さまへ](#)

- 生命保険・損害保険各社は、保険金の簡易・迅速な支払いに努めています。
- 保険証券や本人であることが確認できる書類を紛失してしまった場合でも、それぞれの状況に応じた柔軟な対応を行っています。どの保険会社と契約していたか分からない場合については、保険協会や保険会社にご照会ください。
- 被災された方については、申し出があれば、保険料の支払い等を猶予しています。

(4) [上場企業等の皆さまへ](#)

- 震災に伴う有価証券報告書等の提出期限については、特例措置を延長するための政令を制定し、本年9月末までに提出すればよいこととしました。
- さらに、各証券取引所では、被災した会社の上場管理や、新規上場に係る審査等について、各種の取組みを行い、柔軟に対応することとしています。

(5) [金融機関の皆さまへ](#)

- 震災による直接・間接の影響により、債務者の実態把握が困難な場合等を踏まえ、資産査定に係る特例措置及び運用の明確化を行っています。
- 被災された金融機関が期限どおりに必要な報告書類を当局に提出できない場合、弾力的に対応することとしています。
- また、被災地域等の金融機関が、中小企業金融円滑化法に基づく開示・報告を被災地域の実情に応じた形で行うことができるよう、開示・報告義務を弾力化することとし、内閣府令等を改正しました。
- さらに、震災により、金融機関に様々な影響が生じうることを踏まえ、(1)地域における面的な金融機能を維持・強化するとともに、(2)預金者に安心していただける、万全の枠組みを設けるための、改正金融機能強化法が、平成23年6月22日に成立し、7月27日に施行されました。
- 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年8月22日適用開始)に基づく債権放棄について、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」からの国税庁への照会を通じ、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを確認しました([国税庁ウェブサイトへリンク](#))。
- 貸金業者から借入れを行おうとする被災者の方が、法令に定める手続き等が問題となって、資金を借りられないという不都合が生じないよう、貸金業法施行規則の一部の改正を行いました。

(6) [金融機関等の相談窓口一覧](#)

(7) [プレスリリース一覧](#)

(8) [関連リンク](#)

その他、当ページでは、[金融機関等の対応状況](#)として、被災地域の金融機関の状況、金融庁及び財務局の震災対応に関する諸施策並びに金融業界の対応についての情報をご覧になることができます。当該情報は、随時更新しています。

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトのトップページから「[被災された皆さまへ金融庁からの重要な情報です](#)」にアクセスして下さい。

2. 東日本大震災関連情報 金融庁携帯サイトについて

金融庁では、大震災関連情報を掲載した金融庁携帯サイトを開設しております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトのトップページから [「金融庁携帯用サイト」](#) 及び QR コード（以下）からアクセスしてください。



[金融庁携帯用サイト](#)

3. 金融庁ツイッターについて

金融庁では、ツイッターを活用して、東日本大震災関連の金融に関する情報を含め、金融に関する様々な取り組み等について、タイムリーな情報提供をしております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトのトップページから [「金融庁 Twitter」](#) にアクセスしてください。



[金融庁 Twitter](#)

【震災関連トピックス】

東日本大震災に係る保険金・共済金の支払い実績等について

1. 保険金・共済金の支払い実績等

金融庁では、東日本大震災に係る、保険金・共済金の支払い見込み額と、支払い実績額を取りまとめ、7月19日、金融庁のウェブサイトで公表しました。

生命保険金、損害保険金（地震保険）については、生命保険協会、日本損害保険協会から、毎週、支払い実績額が公表されておりましたが、これに加えて、損害保険金のうち企業向けのものや、農林水産省が所管する JA 共済の共済金や、厚生労働省が所管する全労済の共済金など、東日本大震災によって支払われる可能性があるものについても、各省庁や損害保険会社から情報を集めて取りまとめ、初めて、対外的に公表したものであります。

これによると、支払い総額の「見込み額」は「約2兆7,000億円」となっており、支払い「実績額」は、7月時点において「約1兆8,000億円」となっております。

東日本大震災に係る保険金・共済金の
支払い見込み額、支払い実績

保険、共済	支払見込額	備考	実績	備考
●生命保険	2,000 億円	4/15 公表	900 億円	7/7 時点
●損害保険 (<u>家計向け地震保険</u>) (全社計)	9,700 億円	損保業界 試算	1 兆 500 億円	7/7 時点
● 損害保険 (<u>地震保険以外</u>) (損保大手 5 社) うち、再保険会社から回収でき る額を除いた実質的負担額	6,000 億円 (2,000 億円)	5/19 決算発表	700 億円	7 月上旬 時点
●主な共済組合 (※2)	9,000 億円	4 月～5 月 公表	6,000 億円	7 月時点

(※) 地震・津波等に関する共済金支払いがある、主な共済組合：

JA 共済 (全国共済農業協同組合連合会)、JF 共済 (全国共済水産業協同組合連合会)、全労済 (全国労働者共済生活協同組合連合会)、都道府県民共済 (全国生活協同組合連合会)、コープ共済連 (日本コープ共済生活協同組合連合会) (※地震・津波等による建物等の被害を補償する共済金や、生命共済金が支払われる共済組合)

見込み合計 約 2 兆 7,000 億円

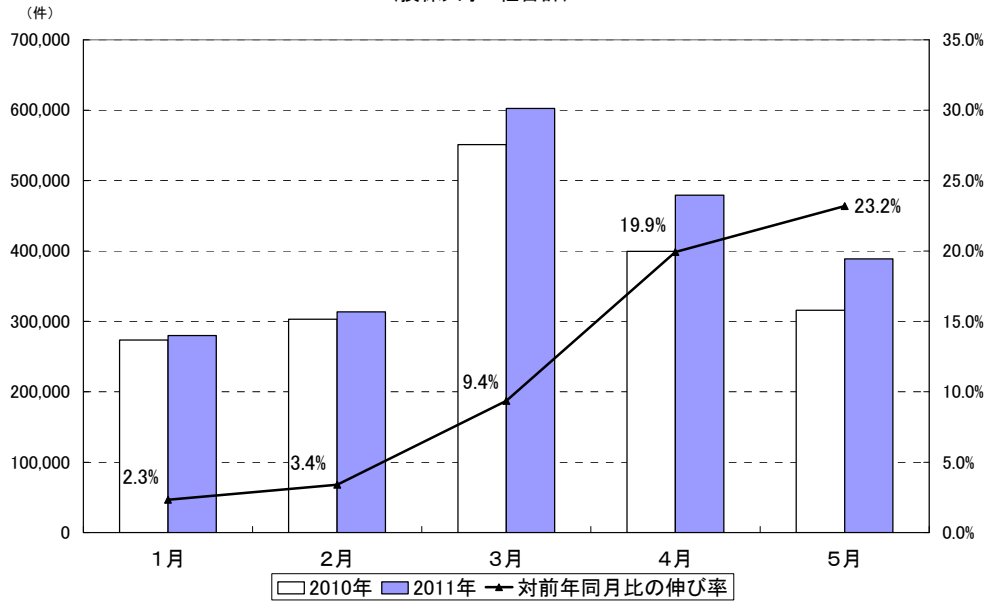
実績合計約 1 兆 8,000 億円

2. 地震保険への加入件数

同時に、2011 年 1 月から 5 月までの、地震保険への加入件数、その伸び率についても公表しました。

地震保険については、これまでは、対前年度比 3%前後の伸び率で、加入件数が伸びておりましたが、震災発生後の 2011 年 3 月は、+9.4%と伸び率が大幅に増加。その後も 4 月+19.9%、5 月+23.2%となっており、地震を契機に、地震保険に加入された方が大幅に増えた実態が明らかになっております。

地震保険への加入件数(新規+継続)
(損保大手5社合計)



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「東日本大震災に係る保険金・共済金の支払い見込み額、支払い実績等について」](#)（平成23年7月19日）にアクセスしてください。

【その他のトピックス】

システム上重要な金融機関（SIFIs）に関する市中協議文書 「G-SIFIs の特定とより高い損失吸収力」・「SIFIs の実効的な破綻処理」 の公表について

7月19日、金融安定理事会（FSB）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）において、システム上重要な金融機関（SIFIs）に関する施策の市中協議文書として、(1)「グローバルなSIFIs（G-SIFIs）の特定とより高い損失吸収力」、(2)「SIFIsの実効的な破綻処理」の2つが公表されました。

1. 背景・経緯

国際的に活動する銀行に適用されるバーゼルIIIについては、2010年12月、それまでの中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）会合で合意され、G20サミットで了承された内容がテキスト化されたところです。2010年11月のソウル・サミットでは、システム上重要な金融機関（SIFIs）の規制・監督強化に向けた検討の枠組みが合意され、グローバルなSIFIs（G-SIFIs）の特定方法や自己資本の上乗せ規制、破綻処理制度の整備、適正な検査・監督のあり方などの施策について検討が進められました。2011年6月末には、GHOS会合でG-SIFIsの特定手法と自己資本上乗せ規制について大枠で合意がなされ、破綻処理制度の整備についてもFSBで検討が行なわれてきました。

2. 市中協議文書のポイント

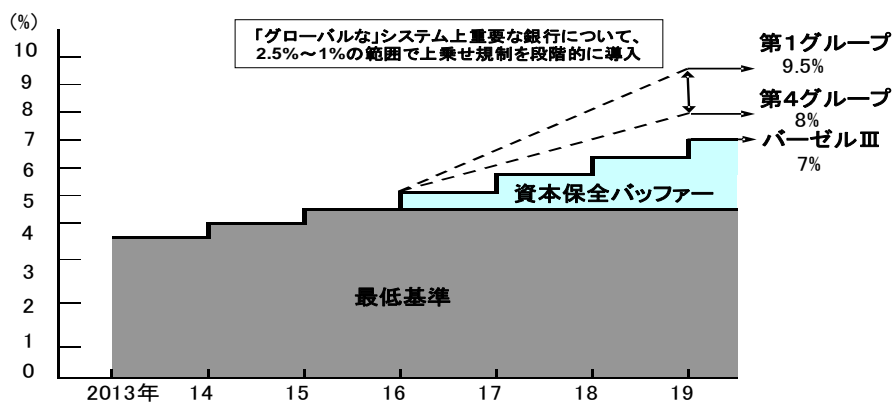
(1) G-SIFIsの特定とより高い損失吸収力

システム上の重要性は、定量的な「指標ベースアプローチ」に基づいて、「規模」、「相互連関性」、「代替可能性」、「グローバルな活動」、及び「複雑性」の5つのリスク要因に対応した12種類の指標で判定されます。G-SIFIsの個別名や国籍は公表されていませんが、世界の大手行全73行のサンプル中から28行が選定され、システム上の重要性に応じて、普通株資本で1~2.5%の上乗せが課せられることになっています。この規制は2016年から2019年にかけて段階的に実施され、

2019年1月1日に完全実施される予定です。

システム上重要な金融機関

自己資本の上乗せ規制



(2) SIFIs の実効的な破綻処理

公表された市中協議文書では、金融機関の破綻処理に関して、納税者に損失を負わせることなく、システム的な損害を防ぐ枠組みとして以下の仕組みが提示されています。

- 破綻処理制度の改善（当局が有すべき破綻処理の権限を国際基準として整理）
- 破綻処理コストの負担方式（破綻時に債権者に負担を負わせる方式（ペイル・イン）を選択肢の一つとして提唱）
- 当局間の協力取極め（G-SIFI 毎に締結。取極めの内容を整理）
- 再建・破綻処理計画（G-SIFIs 毎に危機対応計画の策定を義務付け）
- 破綻処理のしやすさの評価（一定の基準に基づき SIFI 毎に評価）

(3) 当庁の評価

当庁としては、資本の上乗せ規制のみに焦点を絞ることなく、包括的な政策パッケージの策定を目指すべきであり、また、各 G-SIFIs のリスクの程度を反映したバランスのとれた規制内容とすべきである、との主張を従来から行ってきました。今回の市中協議文書の内容は、こうした我が国の主張も反映されており、評価できる内容と考えています。また、破綻処理制度について、わが国は自国の金融危機の経験を踏まえ、充実した制度を実際に運用しております。今後、必要があれば、FSB の議論を参考にしていきたいと考えています。

3. 今後の予定

今回の市中協議文書に対するコメントと回答は、実効的な破綻処理・GIFIs の特定とより高い損失吸収力の各々につき約1ヶ月半の期間が設けられていましたが、この結果を踏まえて、最終的な提言が本年11月のカンヌ・サミットまでに出される予定となっています。

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトの「国際関連情報」から、[「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」の公表について」](#)（平成23年7月21日）、[「金融安定理事会・バーゼル銀行監督委員会によるシステム上重要な金融機関（SIFIs）に関する市中協議文書の公表について」](#)（平成23年7月21日）にアクセスしてください。

銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等の見直しについて

銀行等による保険募集については、必要な弊害防止措置を講じた上で段階的に解禁され、平成 19 年 12 月には、全ての保険商品の募集が認められました（全面解禁）。

弊害防止措置等については、全面解禁に際し、「モニタリング結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、弊害防止措置等について、概ね 3 年後に、所要の見直しを行う」こととしており、これに沿って、今般、モニタリング結果の収集及び関係者からのヒアリング等を実施し、見直しについて検討を行いました。

このような検討の結果を踏まえ、弊害防止措置等について、その枠組みは維持しつつ、次のとおり見直しを行うこととします。

1. 融資先募集規制等

- (1) 一定の保険商品については、事業性資金の融資先（従業員数 50 人以下の小規模事業者については、その従業員等を含む）に対し、手数料を得て保険募集を行ってはならないこととされています（融資先募集規制）。

当該規制は、引き続き存置します。ただし、一時払い終身保険、一時払い養老保険、積立傷害保険、積立火災保険等のほか事業関連保険（銀行等のグループ会社を保険契約者とするものに限る）の募集については、規制対象から除外します。（保険業法施行規則（以下、「規則」）第 212 条第 3 項第 1 号、第 212 条の 2 第 3 項第 1 号等）

- (2) 融資先募集規制の対象となる保険商品については、融資申込者に保険募集を行ってはならないこととされています（タイミング規制）。

当該規制は、引き続き存置します。ただし、非事業性資金の融資申込者に対する保険募集については、規制対象から除外します。（規則第 234 条第 1 項第 10 号）

- (3) 地域金融機関については、融資先募集規制の対象となる保険商品の募集に関し特例が設けられ

(1) 担当者分離規制（事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、融資先募集規制の対象となる保険商品の募集を行ってはならないとする規制）について代替措置をとること及び従業員数 20 人超 50 人以下の融資先の従業員等に対する保険募集を行うことを可能とする一方、

(2) 融資先の従業員等（従業員数 50 人超の融資先の従業員等を含む）を保険契約者とする保険契約に係る保険金額を一定額以下にすることとされています。

当該特例は、引き続き存置します。ただし、上記担当者分離規制の適用を受ける場合については、保険金額の制限の対象となる保険募集は、従業員数 50 人以下の融資先の従業員等を保険契約者とするものに限ることとします。（規則第 212 条第 4 項、規則第 212 条の 2 第 4 項等）

2. 弊害防止措置等の実効性確保のための措置

- (1) 保険商品と預金との誤認防止については、書面その他の方法による説明義務が設けられていますが、顧客が当該説明内容を理解したことについて、書面を用いて確認することとします。（主要行等向けの総合的な監督指針 III-3-3-2-2（4）、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-3-2-5-2（4））

- (2) 非公開金融情報の保険募集業務への利用については、顧客の事前の同意を要することとされていますが、当該同意を取得する際には、保険の勧誘の手段、利用する情報の範囲、同意の撤回の方法等を明示することとします。（保険会社向けの総合的な監督指針 II-3-3-9-2）

- (3) 住宅ローン関連保険の募集に際しては、他の銀行取引等に影響がない旨の説明義務が設けられていますが、当該保険への加入がローンの条件ではない旨を、顧客に対し書面によって説明することとします。（保険会社向けの総合的な監督指針 II-3-3-9-6）

3. 施行期日

上記の内容その他技術的修正等に係る内閣府令等の改正を行い、平成24年4月1日から施行ないし適用することとします。

なお、銀行等による保険募集の状況については、引き続き、金融庁として実態把握に努めていくこととします。今後の弊害防止措置等の見直しについては、特定の期限は設けず、必要が生じた場合に行うこととします。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等の見直しについて](#)」（平成23年7月6日）及び「[保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等の公表について](#)」（平成23年7月8日）にアクセスしてください。

また、関係者からのヒアリングに係る議事要旨等を公表していますので、「報道発表資料」から「[銀行等による保険募集に関する関係者等からのヒアリング資料（平成23年5月27日、5月30日開催）](#)」（平成23年5月31日）にアクセスしてください。

金融機関におけるシステムリスクの総点検について

金融機関のコンピュータシステムは、決済システムの中核をなしており、社会インフラとしての公共性が極めて高く、仮に障害等が発生した場合、利用者利便や社会的に大きな影響を与え、また、金融機関としての信用失墜も招きかねないものとなっています。

平成23年3月に主要行のひとつで見られたシステム障害については、その原因について固有の事情があったことも事実ですが、それとは別に、各金融機関として活かすべき有益な教訓もあったと思われます。

こうした観点から、平成23年7月8日付で、金融庁監督局長から関係金融団体等に対し、各金融機関の経営陣の積極的なリーダーシップの下、システムリスクの総点検を行い、自己点検結果を提出頂くことを内容とする要請文書を出しました。

各金融機関に行って頂くシステムリスクの総点検の概要は、以下のとおりです。

- (1) システム障害発生時において経営陣の果たすべき責任や取るべき対応について、平時から明確にしているか。
- (2) 外部環境の変化を踏まえ、自らのシステムにどのようなリスクが生じ得るか検討しているか（リスクの総洗い出し）。また、洗い出したリスクに対し、現行システムは十分に対応しているか。
- (3) 現行システムと次期システムの双方について、経営戦略上どのように位置付けるか。また、現行システムを適切に維持・管理しながら、次期システムを計画的に開発することとしているか。
- (4) 障害発生時の指揮・命令系統が明確になっているか。
例えば、
 - ・ 緊急時に中核となって復旧見通しが立てられる実務人材や陣頭指揮を執り得るマネジメント人材を招集できる体制を構築しているか。
 - ・ 外部に業務委託している場合には、金融機関内部にも、システム全般について十分に理解をし、人材が配置されているか、業務委託先に業務を全面的に依存していないか。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[金融機関におけるシステムリスクの総点検について](#)」（平成23年7月8日）にアクセスしてください。

地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果の概要

1. 調査目的等

金融庁では、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき、地域金融機関における地域密着型金融の取組みに関する利用者等の評価を把握するための調査を年1回実施し、その結果を公表するとともに、爾後の監督対応に活用することとしています。

今回は、平成23年5月から6月にかけて、全国の財務局等において、各地域の利用者等（注）を対象に、聴き取りによるアンケート調査を実施し、平成23年7月29日に、調査結果を取りまとめた概要を公表しています。

なお、今回の調査結果の取りまとめにおいては、平成23年5月に上記の監督指針を改正したことを踏まえて調査項目を大幅に見直したことから、過去の調査結果との比較は行っておりません。

（注）中小企業者 467名、商工会議所・商工会の経営相談員等 413名、消費生活センター職員等 92名の計 972名

2. 金融機関の取組みに対する評価（自由評価）

本調査においては、地域金融機関における地域密着型金融の取組みに関し、評価できる点と、不十分な点の両面からご意見をいただきました。主な意見は以下のとおりです。

（1）顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮（○：評価できる点、▲：不十分な点）

<日常的な関係強化の姿勢>

- 顧客企業に対し定期的な訪問を行っていることから、長年の取引関係が良好に維持できており、様々な相談にも対応している。
- 中小企業者を訪問し、月次の業況把握やアドバイス等を積極的に行っている。
- ▲ 顧客企業への訪問等が少なく、現場での情報収集が不十分である。これでは、経営者の経営姿勢、企業の技術力、将来性について、適正な評価ができないのではないかと感じる。
- ▲ 地域に密着した取組みは、短期間で成果が出るものは少なく、中長期にわたって取り組むことが必要であると思うが、金融機関の担当者が替わると、それまで築いた良好な関係がなくなってしまう。組織としての継続的な取組みが不十分と感じる。

<ビジネスマッチング>

- 顧客企業が海外での取引を行うにあたり、金融機関は販路拡大を図るための支援として、国外での商談会等を積極的に展開している。
- 長年のコミュニケーションの中で蓄積してきた会社の情報を汲み取って、真に求める取引先を紹介された。
- 各金融機関で販路の拡大などのためにビジネスマッチングの機会を設けていることは、中小企業の最も弱い営業力のバックアップになる。

<目利き能力>

- 収集した情報を活用し、中小・零細企業が持つ技術力や潜在能力を掘り起こそうとする姿勢が見受けられるようになってきた。
- ▲ 目利き能力等については、金融機関担当者によってレベルが異なる。若い職員はマニュアルどおりの話しかできず、会話の中から糸口を見つけて案件を拾い上げることや、アドバイスを行うことができなくなっているように感じる。
- ▲ 金型製造の技術力について自信を持っているが、金融機関の職員にはどこが強みなのか分かってもらえない。もっと目利き能力の向上が必要である。
- ▲ 金融機関は、営業を行う際に金利優遇などの話を持ちかけてくることは多いが、金利以外のソフト面で差別化を図るべき。行員の能力、特に目利き能力を高めてもらいたい。

<経営改善・事業再生に向けた取組み>

- 金融機関に有資格者（中小企業診断士等）が配置されており、財務面、経営管理面等に対する適切な助言を受けている。
- 新商品を開発する際には、金融支援のみならず、製造、販売、管理へ積極的に参画している。
- 顧客企業の経営分析を通じて、経営目標の実現や経営課題の解決を図るための方策について、企業側が驚くほど積極的な提案がなされている。
- 経営改善計画の作成に当たっては、当社の提出した財務諸表を基に、本部の企業支援セクションと営業店が共同して打ち合せを重ね、当社の意向も考慮してもらうなど、大変協力的である。

- 経費削減策の提案や販路拡大に向けたマッチング支援、経営改善に対する専門家の派遣等を行っており、地域密着型金融を押し進めていることが感じられる。
- ▲ 中小企業診断士などの資格取得や研修による人材育成の取り組みには積極的であるが、顧客企業へのアドバイスに活かされておらず、財務状況の分析結果を示すだけで適切な助言は行われていない。
- ▲ 中小企業者に対し、経営の発展や健全化のアイデアを出して、もっと積極的に働きかけて欲しい。まだ、金融庁の方針に従って表面的に取り組んでいるだけという姿勢が見え隠れしているように感じる。
- ▲ 金融機関によるコンサルティング機能の発揮はないと思われる。粗利益率を高めることや在庫を減らすことなど、初めからわかりきっていること以外の助言がなく、根本的な解決にはならない。
- ▲ 大口融資先や業況の良い先にはコンサルティング機能を発揮して経営支援等を行っているが、小口融資先や業況の悪化した先に対してはそうした取り組みがあまりみられない。金融機関は企業を選んで取り組んでいるのではないか。
- ▲ 事業再生にあたっては、もっと DDS や DES、ファンドを利用した支援に取り組んで欲しい。

<外部専門家・外部機関等との連携>

- 中小企業応援センター事業、中小企業支援ネットワーク強化事業等の各種公的施策について、商工会議所等との連携を図りながら、事業再生や経営支援等の業務にあたっている。
- 金融機関単独ではなく、様々な機関と連携しながら、より良い返済計画やプランニングが提案されている。
- 創業計画や経営改善計画の立案にあたり、商工会議所・商工会等の経営指導員（中小企業診断士や税理士等）に協力を求めるなど、外部機関との連携に積極的である。
- ▲ 経営改善や事業再生など、経営支援活動を金融機関内部で抱え過ぎており、外部専門家との連携が少ない。
- ▲ 外部機関と連携して、顧客企業の経営改善を図る助言や指導を行うことができれば、地域経済の活性化の効果が高まるのではないか。

<その他の意見>

- 東日本大震災を受け、各金融機関とも、相談窓口の設置や復旧関連メニューの整備など、平時以上にコンサルティング機能を発揮するための体制が作られてきている。
- ▲ 担当者によって地域密着型金融に取り組む熱意が違う。本部の意向や方針が営業店の末端職員まで行き届いているか疑問である。

(2) 地域の面的再生への積極的な参画（○：評価できる点、▲：不十分な点）

- 地域の観光産業や商店街等を活性化するための支援事業に積極的に参画している。
- 地元自治体と地元金融機関が協働して「まちづくりファンド」を設定し、地域の活性化に取り組んでいる。
- 地域の経済活性化や地域振興につながるビジネスプランを表彰する制度について、企業の大小にかかわらず、个性的かつ意欲的なビジネスを展開しようとする企業を評価する姿勢に地域密着性を感じる。
- 地域活性化や振興につながる起業・新規事業等に対し資金援助を行っているほか、地域の起業家等を対象に、必要に応じた事業サポートを実施している。
- ▲ 地元金融機関として、地域活性化への貢献意欲が足りないのではないか。
- ▲ 地域活性化の取り組みは一過性に感じられ、金融機関の宣伝を兼ねたポーズの範囲に留まっている。
- ▲ 現状では、金融機関が地域の面的再生に向け、どのような取り組みを行っているのかが見えてこない。

(3) 地域や利用者に対する積極的な情報発信（○：評価できる点、▲：不十分な点）

- 顧客企業を対象とした会合で、自らの取り組みや経営状況等について、資料に基づき詳細な説明を行っている。
- ホームページ上で「利用者満足度アンケート」を実施し、その結果や改善項目を公表するなどの情報発信活動に積極的に取り組んでいる。
- ▲ 金融機関のホームページには様々な取り組みが掲載されているが、内容がわかりにくく、一般利用者の目にも触れにくい。具体的な取り組みを店頭でポスター等で掲示すれば、一般消費者の認知度も上がるのではないか。
- ▲ 来社する行員から地域密着型金融に関する取り組みについて、PR資料等の提供を受けたことがない。

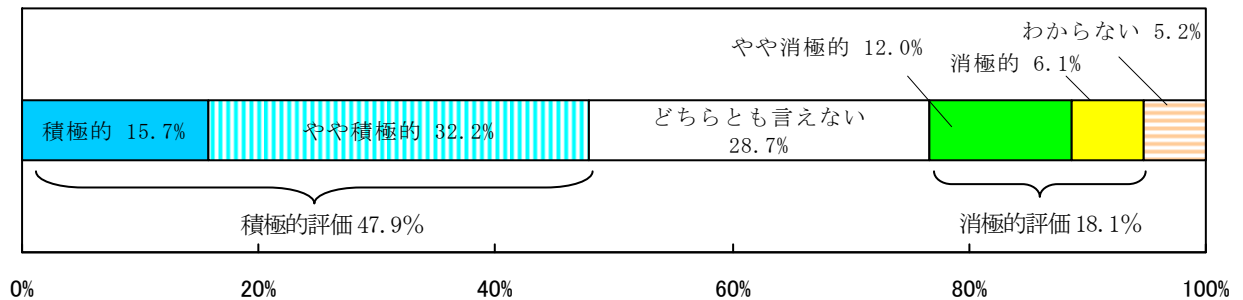
3. 金融機関の取組みに対する評価（選択評価）

本調査においては、上記の自由評価に加え、選択回答方式により、地域金融機関における地域密着型金融の取組みに対する評価をいただいています。

調査結果

1. 地域密着型金融の取組み姿勢（全体評価）

地域密着型金融の取組み姿勢については、積極的評価が5割弱となっています。

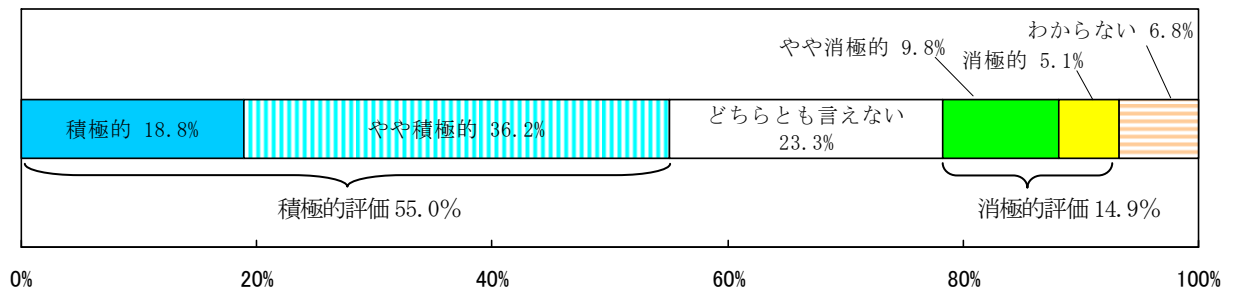


2. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

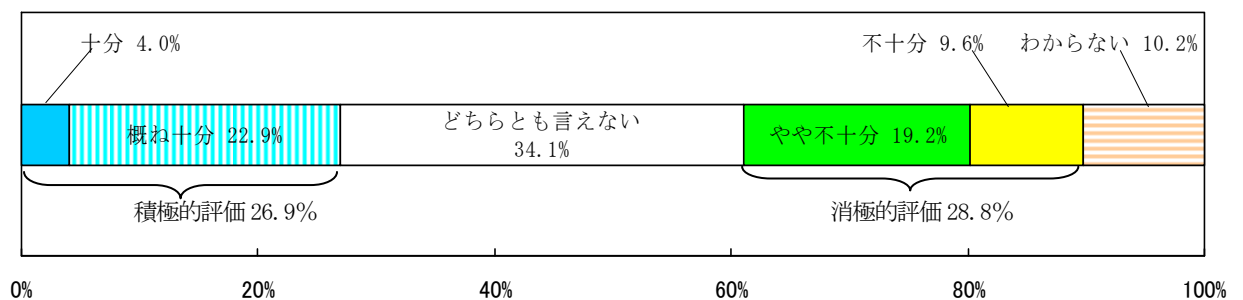
「顧客企業との日常的・継続的な接触（顧客企業への訪問等）の姿勢」については、積極的な評価が過半となっている一方で、「顧客企業の事業価値を見極め経営課題を発見・把握する能力（いわゆる目利き能力）」については、積極的評価が消極的評価を下回っています。

顧客企業のライフステージに応じた取組み姿勢については、積極的評価が、「成長段階にある取引先支援」及び「経営改善支援」で4割強、「事業再生・業種転換支援」及び「事業承継支援」で2割程度となっています。

(1) 顧客企業との日常的・継続的な接触（顧客企業への訪問等）の姿勢

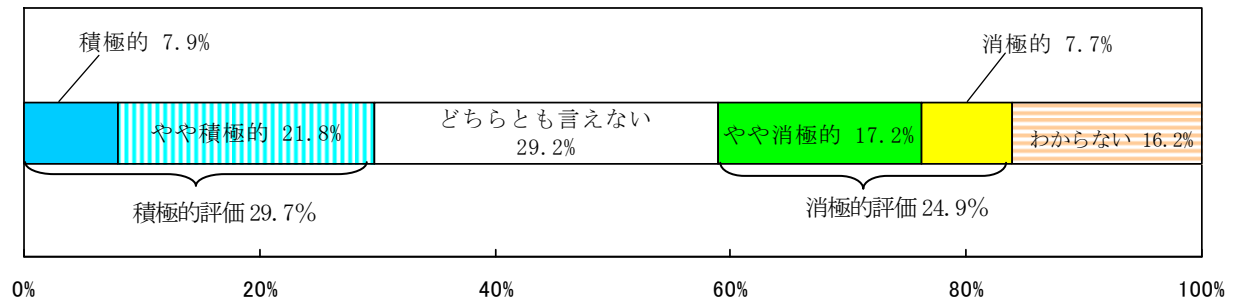


(2) 顧客企業の事業価値を見極め経営課題を発見・把握する能力（いわゆる目利き能力）

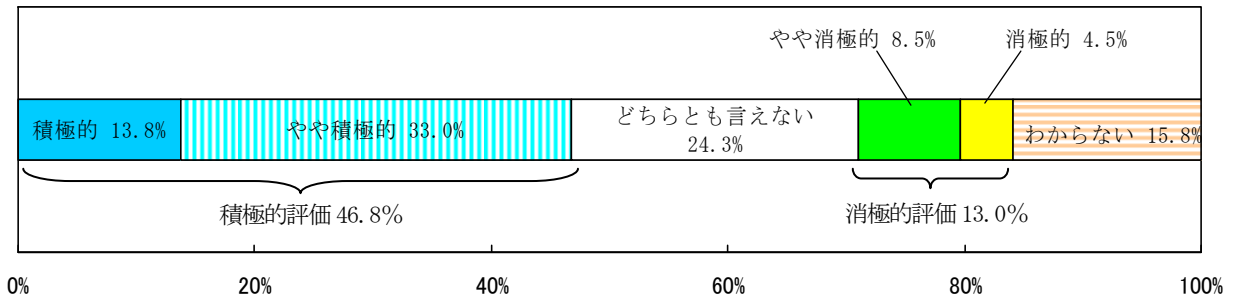


(3) 顧客企業のライフステージの各類型における地域金融機関の取り組み姿勢

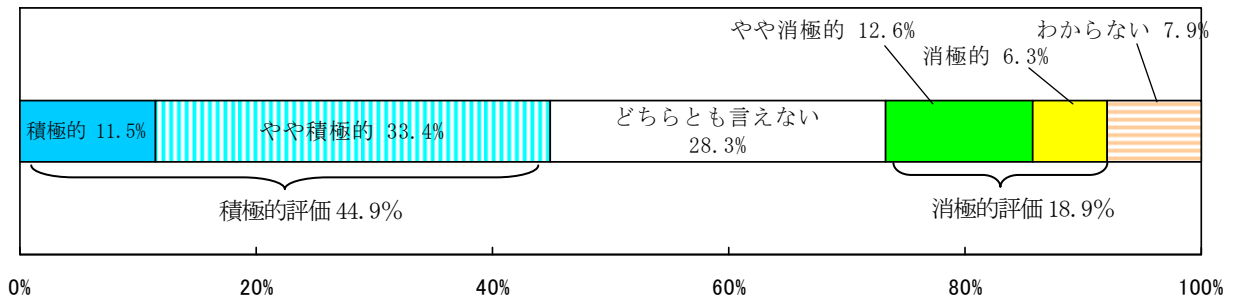
a. 創業・事業開拓支援



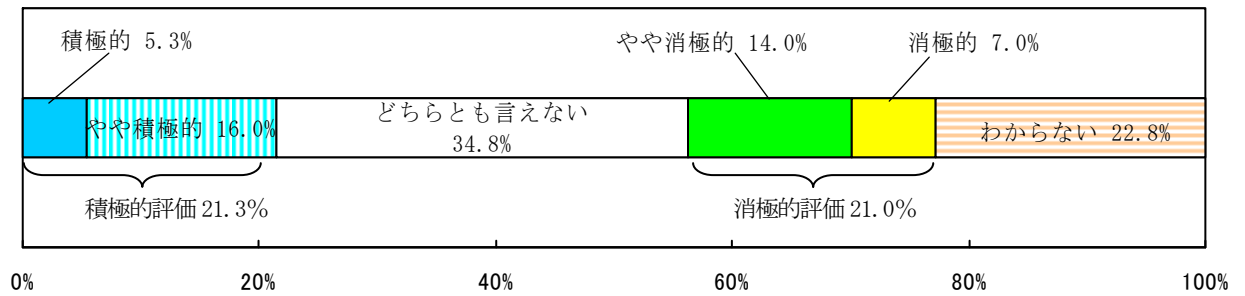
b. 成長段階にある取引先支援



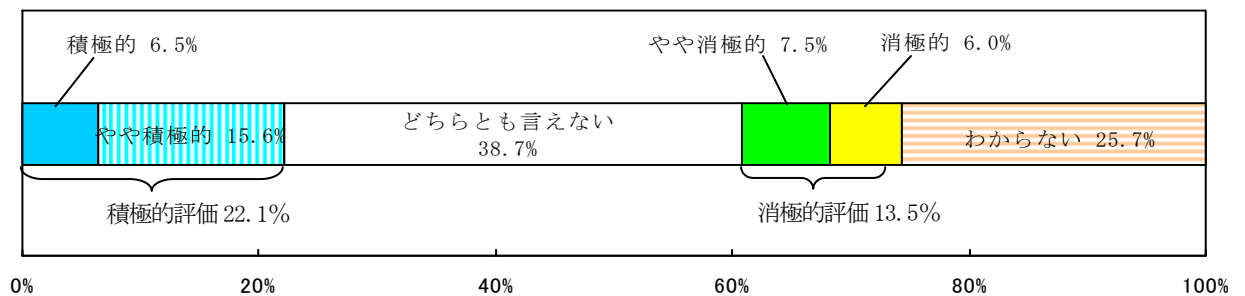
c. 経営改善支援



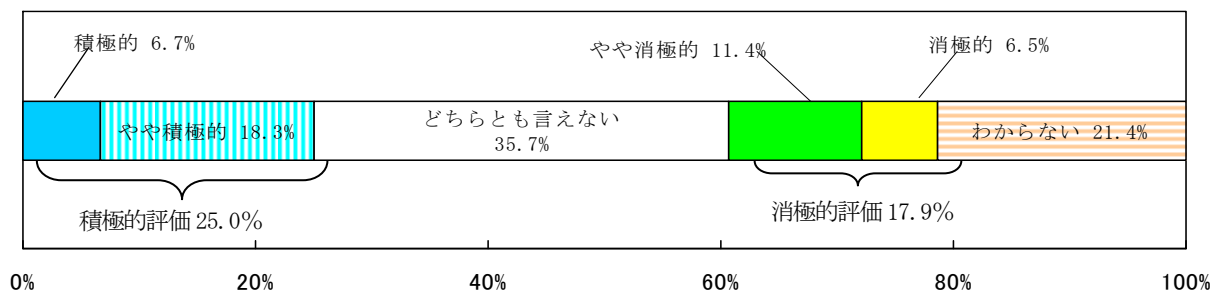
d. 事業再生・業種転換支援



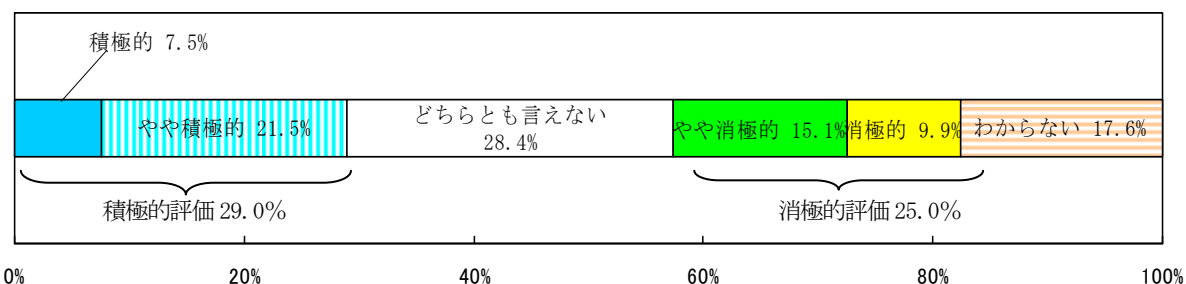
e. 事業承継支援



(4) ソリューション実行後のモニタリングの姿勢

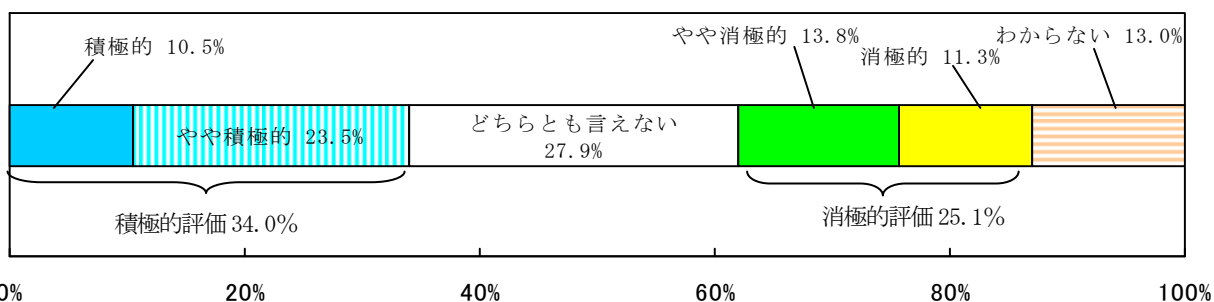


(5) 外部専門家・外部機関等との連携姿勢



3. 地域の面的再生への積極的な参画

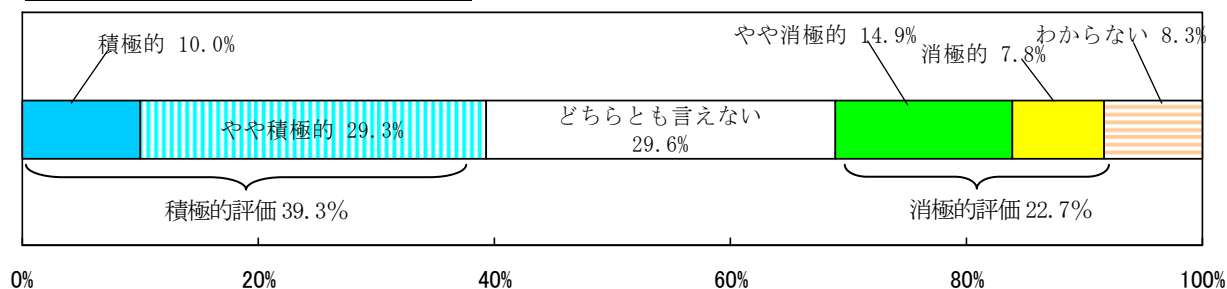
地域の面的再生への積極的な参画については、積極的評価が3割強となっていますが、消極的評価も2割強あります。



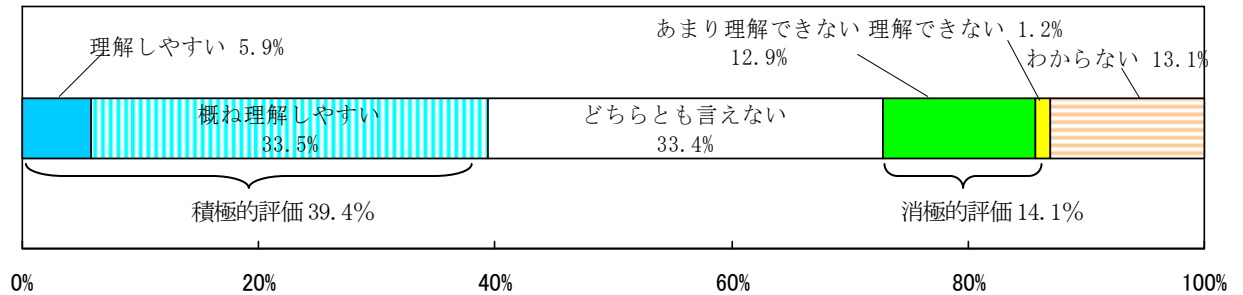
4. 地域や利用者に対する積極的な情報発信

地域や利用者に対する情報発信の姿勢、情報発信の内容とも、積極的評価が4割程度となっていますが、情報発信の姿勢については、消極的評価も2割強あります。

(1) 地域や利用者に対する情報発信の姿勢



(2) 情報発信の内容



4. 当局の施策に対する評価

本調査においては、地域金融機関に対する評価に加え、当局が取り組んでいる地域密着型金融の促進に関する施策（注）に対しても、評価できる点と、不十分な点の両面からご意見をいただきました。主な意見は以下のとおりです。

（注）当局の施策

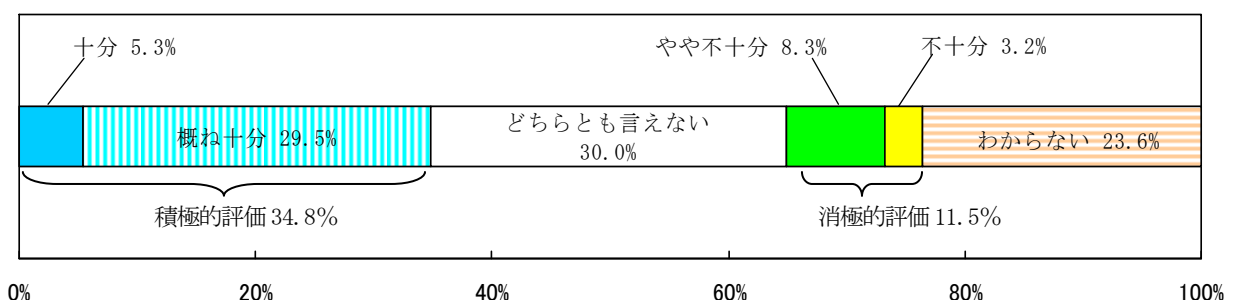
- ・ 地域金融機関が自らの地域密着型金融の取り組みを説明し、地域関係者が議論・評価する会議（シンポジウム）の開催
- ・ 特に先進的な取り組みや、広く実践されることが望ましい取り組みを行っている地域金融機関に対する顕彰の実施 等

(1) 自由評価の結果（○：評価できる点、▲：不十分な点）

- シンポジウムを通して関係者に地域密着型金融の取り組み内容を広く知ってもらうことは大切であり、評価できる。また、顕彰制度も、他の金融機関の取り組みを知る上で有効である。
- シンポジウムにおいて、各財務局等の管外の金融機関の取り組みが紹介され、管内金融機関の取組みと比較できたのは、大変有意義であった。
- 本件のアンケート調査等により、利用者の意見を直接聞いてもらえる機会を設けることは、企業の経営者として大変心強い。今後もこうした取り組みを継続してもらいたい。
- 地域経済の発展のために、金融機関によるコンサルティング機能の発揮には大いに期待している。こうしたことに重点を置いた当局の方針にも期待を寄せている。
- ▲ 地域密着型金融に関するシンポジウムが、いつ、どのような内容で開催されているのか全く知らない。当局における周知が不足しているのではないか。
- ▲ シンポジウムの開催や顕彰などの取り組みについては、金融庁や財務局のホームページのみではなく、チラシやパンフレット等の形で商工会議所や商工会、市町村役場といった目につきやすい場所に配置または掲示すべきではないか。
- ▲ シンポジウムの開催にあたっては、一般の人も参加しやすいテーマ及び内容にしてもらいたい。
- ▲ シンポジウムの出席者は、行政機関や支援機関等の関係者が多いように感じられる。もっと中小企業者等の出席を促すことが必要ではないか。
- ▲ 地域密着型金融の取り組みに対する評価は、同じ基準により画一的に行うのではなく、金融機関の規模や特性に応じて評価する仕組みを充実させることができれば、より良いものになるのではないか。

(2) 選択評価の結果

当局の施策については、積極的評価が3割強となっています。



- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果の概要」](#)（平成 23 年 7 月 29 日）にアクセスしてください。

「金融検査結果事例集」の公表について

金融庁は、平成 23 年 7 月 1 日に「金融検査結果事例集（平成 22 検査事務年度後期版）」を公表しました。

金融庁は、平成 17 年より、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるなどの観点から、指摘の内容・頻度等を勘案して金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となるような事例を取りまとめ、公表してきています（注 1）。

また、情報発信の充実・強化を推進する観点から、タイムリーに金融検査結果の事例集を公表することが重要であり、21 事務年度に引き続き、本事務年度においても、年 2 回公表することとしました。

今回の事例集の主な特徴は、以下のとおりです。

（1）事例数の増加

事例集については、従来より、事例数の充実に努めてきているところですが（注 2）、今回の事例集における掲載事例数は、「本編」において評定事例 25 事例、個別事例 279 事例、「別冊」において「新たな形態の銀行」115 事例、「信託業務」44 事例、「システムリスク管理態勢」22 事例、全体で 485 事例となっています。これらと、前期版 173 事例を併せると、年度通算で 658 事例（昨年度版は 618 事例）となり、過去最大の事例数となっています。

（2）金融円滑化に関する事例を多く掲載

金融庁では、金融機関によるコンサルティング機能の発揮を一層定着させる観点から、金融円滑化法（注 3）の実施・延長を踏まえ、検査マニュアルや監督指針等を改正しています。今期の金融検査においても、金融機関による適切なコンサルティング機能の発揮等について重点的に検証しており、（注 4）、本事例集の「金融円滑化編」においても、指摘事例（19 事例）だけではなく、評価事例（41 事例）も数多く掲載しています。

（3）経営管理態勢に関する事例を多く掲載

金融仲介機能の発揮や各種リスクの的確な管理を行うためには、金融機関における経営管理のあり方が決定的に重要です。今期の検査においては、各金融機関の戦略目標やリスク管理方針の合理性、持続可能性や実施状況等について重点的に検証してきており、これらに関する事例（19 事例）を多く採り上げています。

なお、本事例集においては、「別冊」として、「新たな形態の銀行」、「信託業務」並びに「システムリスク管理態勢」について作成しています。「新たな形態銀行」及び「信託業務」は、金融機関のビジネスモデルの多様化等が進む中、他の金融機関にとって参考となる事例が相当数蓄積してきたこと等から、今般「別冊」として公表することとしたものです。また、「システムリスク管理態勢」については、近時、一部の主要行において大規模なシステム障害が発生したこと等を踏まえ、システム投資戦略及びコンティンジェンシープランの整備等に関する事例を採り上げたものです。

また、貸金業者について、貸金業法の完全施行（22 年 6 月）を受け、新たな監督指針等を踏まえた検査を近時行ってきており、事例も蓄積してきたことから、新たに本事例集（本編）において採り上げることとしました。

（注 1）掲載事例については、預金等受入金融機関は 23 年 1 月～6 月、その他の業態は 22 年 7 月～23 年 6 月までの間に通知された検査結果を中心に掲載しています。ただし、「別冊」については、必要に応じ、過去にまで遡って掲載しています。

（注 2）「金融検査におけるベター・レギュレーションに向けた取組み（アクションプラン II）」（21 年 5 月公表）は「事例数の充実」を図るとともに、事例集の「年 2 回公表」を実施することを目標として掲げているところです。

（注 3）中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（21 年 12 月 4 日施行）

（注 4）平成 22 検査事務年度検査基本方針を参照ください。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「金融検査結果事例集」の公表について（平成23年7月1日）](#) にアクセスしてください。

また、過去の事例集については、平成16検査事務年度版 [（平成17年7月27日）](#)、平成17検査事務年度版 [（平成18年7月5日）](#)、平成18検査事務年度版 [（平成19年7月5日）](#)、平成19検査事務年度版 [（平成20年7月4日）](#)、平成20検査事務年度版 [（平成21年7月3日）](#)、「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」[（平成21年12月17日）](#)、平成21検査事務年度版 [（平成22年7月21日）](#)、平成22検査事務年度前期版 [（平成23年2月10日）](#) の報道発表資料をご覧ください。

【お知らせ】

○ 「e-Gov 電子申請システム」 ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内](#)」の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

○ 「e-Gov 電子申請システム」 利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。
(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。
(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#) の「[電子申請とは](#)」をご確認ください。

○ その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。
くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に
関らないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、
金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関
らないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。
少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めし
ます。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）
の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・その信用力などが保障されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時00分～16時00分）
電話（ナビダイヤル）：0570-016811
※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。
FAX：03-3506-6699

※詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成21年度には、7,118件と多数の情報をお寄せいただきました。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
 - ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
 - ・ 風説の流布（ネット掲示板の書き込みやメールマガジンによるデマ情報など）
 - ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
 - ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
 - ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

<金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
- ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

○新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

○証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**メールマガジン配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[「メールマガジン配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#) にアクセスしてください。

○公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q：二重ローンについて、先週の金曜日（7月15日）に全銀協の方が、個人向け私的整理ガイドラインを発表しましたが、これに対する評価と課題について、どのようにご認識でしょうか。

A. 個人向け私的整理ガイドラインでございますが、政府が6月17日に公表した二重債務問題への対応方針を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界、学識経験者等で構成される研究会を発足し、関係者間の協議を経て、7月15日に「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が取りまとめられたと承知いたしております。本ガイドラインを迅速に取りまとめて頂いた関係者の皆様方のご努力に対しまして、敬意を表するとともに、本ガイドラインの運用が円滑に開始されるよう、今後、所要の準備を速やかに進めていくことが重要だと思っております。

金融庁といたしましても、本ガイドラインが活用されることにより、東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できない個人債務者の債務整理が円滑に進み、債務者の自助努力による生活や事業の再建、及び被災地の復興、再活性化に資することを期待いたしております。

1点、申し上げれば、これは前も私が申し上げましたように、同全国銀行協会を中心とした事務局には、金融庁、経済産業省、農林水産省、国土交通省、厚生労働省、法務省、財務省等が、オブザーバーとして参加させていただいております。

[【平成23年7月19日（火）閣議後記者会見】](#)

Q：ギリシャ支援の枠組みに対する評価をお願いします。

A. これは7月21日に開催されたユーロ圏加盟国首脳会議では、ギリシャ問題等について議論されたところでございまして、約1,090億ユーロのギリシャに対する第二次公的支援、それから欧州金融安定ファシリティの仕組みを拡充し、流通市場での国債の買い取りを可能とすること等の合意がなされたというふうに承知をいたしております。

一般の合意は、ギリシャを中心とした欧州の債務問題の解決に向けた取組みとして、市場の安定につながることを期待いたしておりますし、今後ユーロ圏加盟各国等の関係当局により、引き続き金融安定化に向けた努力がなされるものと承知しております、当庁といたしましても引き続き状況を注視してまいりたいというふうに思っております。

[【平成23年7月22日（金）閣議後記者会見】](#)



【7月の報道発表】

7月1日	アクセス	「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリング(6月27日)
	アクセス	「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」の公表について
	アクセス	企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事次第
	アクセス	「金融検査結果事例集」の公表等について
	アクセス	「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加等について
	アクセス	経営健全化計画の履行状況報告について
5日	アクセス	「金融商品取引業者等の自己資本規制比率に関する告示等の一部改正(案)」の公表について
6日	アクセス	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等の見直しについて
7日	アクセス	監査法人及び公認会計士の処分等について
8日	アクセス	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について
	アクセス	PBAアセットマネジメント株式会社に対する行政処分について
	アクセス	金融機関におけるシステムリスクの総点検について
	アクセス	「投資信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」(第1回)議事次第
11日	アクセス	「東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令・内閣府令案等の公表について
	アクセス	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について
14日	アクセス	「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」による「預保納付金の具体的使途に関するプロジェクトチーム案」の公表及びプロジェクトチーム案に係る御意見の募集について
	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)《経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し等》に対するパブリックコメント結果等について
15日	アクセス	新東京シティ証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について
19日	アクセス	公認会計士の懲戒処分について(1)
	アクセス	公認会計士の懲戒処分について(2)
	アクセス	「こども見学デー」のお知らせについて
	アクセス	東日本大震災に係る保険金・共済金の支払い見込み額、支払い実績等について
20日	アクセス	ジェイオーグループホールディングス株式会社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
21日	アクセス	金融安定理事会・バーゼル銀行監督委員会によるシステム上重要な金融機関(SIFIs)に関する市中協議文書の公表について
22日	アクセス	偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成23年3月末)について
	アクセス	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
	アクセス	オックスホールディングス株式会社の子会社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について(1)
	アクセス	オックスホールディングス株式会社の子会社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について(2)
26日	アクセス	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について

	アクセス	「貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について
28日	アクセス	保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ（第2回）議事次第
29日	アクセス	第2回金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」議事次第
	アクセス	「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 （期間：平成23年4月1日～6月30日）
	アクセス	「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について
	アクセス	平成24年度税制改正要望に係る御意見の募集の結果について
	アクセス	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	都築電気株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
	アクセス	貸金業関係資料集の更新について
	アクセス	地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果の概要
	アクセス	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	マークより公表ページを見ることができます。

【7月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは7月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。
 なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- ・ [金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- ・ [中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- ・ [「金融検査結果事例集」の公表等について](#)
- ・ [監査法人及び公認会計士の処分等について](#)
- ・ [金融機関におけるシステムリスクの総点検について](#)
- ・ [銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等の見直しについて](#)
- ・ [“IFRS 適用に関する検討について” 2011年6月21日 金融担当大臣 自見庄三郎](#)
- ・ [企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議](#)
- ・ [今般の震災についての金融庁・財務局・金融対応状況](#)

以上